

今市東地域包括支援センター 指定介護予防支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社団医療法人英静会が開設する今市東地域包括支援センター（以下「センター」という。）

が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した

日常生活を営むことができるように配慮し、介護予防サービス計画を作成し、その計画に基づく介護予防サービスが適切かつ円滑に提供されるようその進行を管理する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス

との綿密な連携を図り、利用者が良質なサービスを総合的に受けられるよう支援するものとする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 今市東地域包括支援センター

(2) 所在地 日光市根室 607-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業の担当職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 電話などにより、24時間連絡可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとし、担当職員がその提供にあたる。

(1) 介護予防サービス計画の作成

(2) 介護予防サービス計画に基づく介護予防サービス提供の進行管理

(3) 介護予防サービス計画に基づく介護予防サービス提供事業者に対する苦情の受付、

処理

(4) その他介護予防サービス計画の達成に必要な事項

2 指定介護予防支援の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該

指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴しない。

(緊急時等における対応方法)

第7条 センターの担当職員は、指定介護予防支援を行うための訪問調査等の際に、利用者の病状

に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管

理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、日光市大沢中部地区、大沢北部地区、塩野室地区とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 1 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の事項を講ずるものとする。

(1) 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的の実施するとともに、

その結果について従業者に周知徹底を図る。

※虐待防止に関する委員会；1回/2月・必要に応じ随時開催

(2) 虐待防止の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

虐待防止に関する研修；年1回

(4) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

虐待防止に関する責任者；役職 管理者 氏名 上岡 香央莉

（業務継続計画）

第10条

1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）の策定等にあたって、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

※業務継続に関する研修；年1回 訓練：年1回

2 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 1 1 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる事項を講じる

ものとする。

1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する（感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する）とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

※ 感染症に関する委員会；1 回/6 月・必要に応じ随時開催

2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。

3 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練実施する。

※ 感染症の予防及びまん延防止のための研修：年 1 回 訓練；年 1 回

(その他の運営についての重要事項)

第 1 2 条 センターは、担当職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるも

のとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 センターは、担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

付 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。